

第 20 号議案

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

1 財産の表示

(1) 土地

所 在	地目	面積
豊後大野市清川町三玉字小坪 1174 番	学校用地	312 m ²

(2) 建物

所 在	構造・規模等	備 考
豊後大野市清川町三玉 1205 番地	鉄骨造り平屋建て 床面積：200.00 m ²	旧清川中学校 特別教室棟
	木造平屋建て 床面積：15.00 m ²	旧清川中学校 倉庫

2 相手方

所在地 豊後大野市清川町三玉
名 称 左草自治会
代表者 会長 三代 晴康

平成 26 年 2 月 28 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

旧清川中学校特別教室棟等の建物及び当該学校用地の一部を無償で譲渡したいので、この案を提出するものである。